

法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の税率改正について (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

平成26年度税制改正において、消費税及び地方消費税の税率の引上げに際し、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、次のとおり改正が行われましたので、その概要についてお知らせします。

なお、改正前後の法人が負担する税合計額は概ね一致し、税負担額が増えることのないよう制度設計されています。

《改正の概要》

- 「法人県民税（法人税割）」、「法人市町村民税（法人税割）」の税率を引き下げるとともに、「地方法人税（国税）」が創設されました。「地方法人税（国税）」の申告納付は国（税務署）に対して行い、その税込全額が地方交付税の原資とされます。
- 「地方法人特別税」の規模を1/3縮小し、「法人事業税」に復元されることに伴い、「法人事業税（所得割・収入割）」、「地方法人特別税」の税率が改正されました。

※ 改正後の各税率については、別紙「税率表」をご覧ください。

※ 「法人市町村民税（法人税割）」の詳細については市町村、「地方法人税」の詳細については税務署にお問合わせください。

《予定申告に関する経過措置》

平成26年10月1日以後に開始する**最初の事業年度における予定申告**については、次のとおり経過措置が設けられています。

- 法人県民税（法人税割）
前事業年度の法人税割額 × 3.8 ÷ 前事業年度の月数
- 法人事業税
前事業年度の法人事業税額（割毎の額） ÷ 前事業年度の月数 × 7.5
- 地方法人特別税
前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数 × 4.0